

郵便投票証明書交付申請書

(代理記載人となるべき者の届出書兼同意書・宣誓書)

徳島市選挙管理委員会委員長 殿

令和 年 月 日

●申請人欄 (郵便投票証明書の交付を受ける者)

郵便投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。
同時に、下記により代理記載人となるべき者を届け出ます。

(選挙人名簿に記載されている住所)

住 所 徳 島 市

生 年 月 日 明 治 ・ 大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 年 月 日

申請人氏名

●代理記載人欄

私は、選挙人_____の代理記載人となることに同意します。
また、私は選挙権を有する者であることを誓います。

(都道府県名から記入してください。)

住 所

生 年 月 日 明 治 ・ 大 正 ・ 昭 和 ・ 平 成 年 月 日

代理投票人氏名

(氏名欄は必ず、**代理記載人が自署**してください。)

連絡先電話番号

※ 備考

1 郵便投票の該当者

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が一級もしくは二級又は特別項症から第二項症までの方
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓の障害の程度が一級もしくは三級又は特別項症から第三項症及び免疫の障害にあつては一級から三級までの方
- ③ 介護保険法による要介護状態の区分が要介護5の方

2 代理投票の該当者

上記郵便投票に該当される方のうち、上肢又は視覚の障害の程度が一級又は特別項症から第二項症までの方

3 交付申請の手続き

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を提示し、徳島市選挙管理委員会に申請してください。受付は随時行っています。証明書の有効期間は交付の日から7年です

ただし、要介護者の方は、被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までです。

※ **投票日の4日前** (4日前の水曜日) までに申請をしないと、この制度を利用して投票することが出来ませんので、ご注意ください。